

■【トピックス】

消費税増税延期！



来年10月に予定されていた消費税の10%への引き上げが延期されそうです。確定するのは国会に法案が提出され可決した時ですが、世の中はすでにその方向で動いていますね。その原因がGDP速報値でのマイナス成長です。

アベノミクスにより経済成長するという目論見も、今年4月からの消費税8%増税には敵わなかったようです。果たして、経済成長と財政再建を両立させる方法は、今の日本にあるのでしょうか？

■【今月のキーワード】

休眠会社・休眠一般法人

休眠会社・休眠一般法人とは、平成26年11月17日の時点で、①最後の登記から12年を経過している株式会社（特例有限会社は除きます）、または、②最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含みます）のことをいいます。その間、登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていても関係ありません。平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出等を行わないとみなし解散となります。

■【ビジネス・アイ】

みなし解散！

社長 「知り合いの社長が言っていたんだけど、法務局からなんか通知書が来て、会社が強制的に解散させられるってことなんだけど、何のことかわかるかなあ？」

花野 「それは、法務局が行っている休眠会社・休眠一般法人の整理のことですね。11月17日時点の休眠会社を、法務大臣が強制的にみなし解散させるという制度のことですね」

社長 「そうなんだ。でも知り合いの社長の会社は元気に活動しているから休眠会社じゃないと思うんだけどね？」

花野 「法務局がいつている休眠会社は、役員変更の登記などの『登記』を12年間していない会社のことをいつているんですよ。だから会社が元気で必要な登記を怠っていると休眠会社と判定されることになります」

社長 「そういうことなんだね。きっと必要な登記をしていなかったんだね。でも登記が取り消されると、取引に差しさわりが出でて困ったことになるね」

花野 「そうですね。放置しているとみなし解散の登記がされてしまいます。だから休眠会社に該当している場合には、来年の1月19日までに『まだ事業を廃止していない』旨の届出を法務局に提出する必要があります」

社長 「そういうことなら、知り合いの社長に、その届出を早く出すように言うことにするよ」

花野 「それがいいですね」

■【今月の1冊】

『無意識に買わせる心理戦略』

サイモン・スキャルメニカツ 著
イースト・プレス ¥1800

マーケティングに関するこれまでの常識が碎けて散ってしまいました。買い物客が本当にみているものがわかります。

買い物客には、ミッションがあります。そのミッションを理解していない店づくりは無駄です。効果のないウィンドディスプレイにコストを掛けることを止めることができるかもしれません。経営者にお勧めです。



■【編集後記】

衆議院が残り2年の任期を残して解散しました。税務に係る者としてこの時期の解散は、できれば避けてほしいものです。なぜなら、例年12月中旬に公表される与党の来年度の税制改正大綱の発表が遅れることが確実だからからです。やれやれ。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 93（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.12.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>